

市町村相互乗入れ制度により実施されるがん検診の精度管理について

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

1 制度について

市町村が実施するがん検診をより受診しやすくするため、受診者が県内の協力医療機関において受診できるよう、「がん検診の市町村相互乗入れ制度」を実施している。

この制度にかかる委託契約については、制度への参加を希望する市町村と、協力を承諾する医療機関の代表である長野県医師会において締結している。

検診項目：乳がん検診（マンモグラフィ）、子宮頸がん検診（細胞診）

対象者：市町村が配布する検診無料クーポン券（国庫補助事業）を保有する者

市町村が配布する受診券を保有する者

検診料：各医療機関が定める額

2 課題

○平成 28 年に、国立がん研究センターが「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を改定した。都道府県及び市町村はこれらに従ってがん検診の精度管理を実施するよう求められており、遵守状況についても公表されるが、現時点で未対応の市町村も多い。

○市町村の遵守状況は下記のとおりであり、遵守率が低い状況である。国の検討会では、遵守内容の確認（下表 6-1-2 など）を指針に明記することも議論されている。

・がん検診チェックリスト（市町村）

	チェックリスト項目（抜粋）	乳がん	子宮頸がん
6-1	委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	63.5%	63.3%
6-1-1	仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか	55.6%	55.0%
6-1-2	検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しましたか	46.0%	46.7%

※平成 29 年長野県がん検診実施状況調査より

3 令和元年度以降の精度管理について（案）

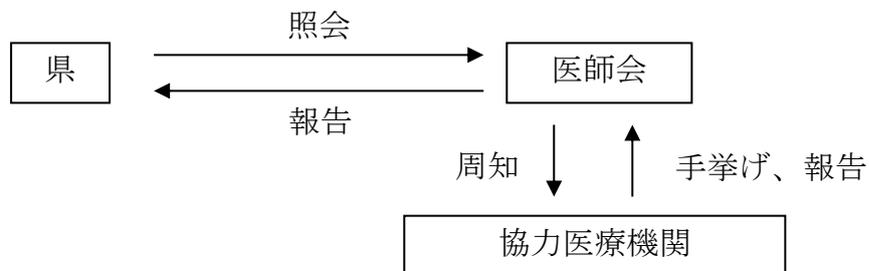
「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診が実施されたかどうかの確認は、文書で行うことが望ましいとされている。

そこで、「市町村相互乗入れ制度」により実施されているがん検診の精度管理については、市町村ごとに行うと事務が煩雑になることから、一括して県と長野県医師会または協力医療機関の間で確認を行うこととしたい。

(1) 長野県医師会の対応

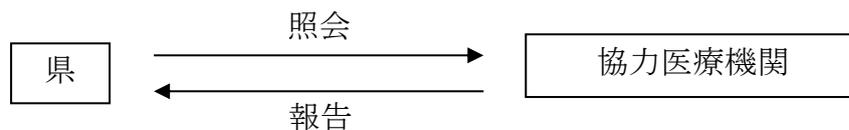
協力医療機関の募集をする際、県が示した「がん検診市町村間相互乗入れ制度実施要綱」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施する必要がある旨の周知を、改めて行う。

また、募集の際、子宮頸がん検診に係る細胞診の方法（従来法／液状検体法、採取器具）及び委託機関名（細胞診業務を外部委託する場合）もとりまとめたうえで県に報告する。



(2) 協力医療機関の対応

年度末に県が照会する「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の実施状況を県に報告する。



(参考) H29 年度制度利用実績

乳がん			
国庫補助クーポン		市町村独自クーポン	
発行数 (43 市町村)		発行数 (15 市町村)	
	利用者数		利用者数
3,534	642	2,746	729

子宮頸がん			
国庫補助クーポン		市町村独自クーポン	
発行数 (41 市町村)		発行数 (15 市町村)	
	利用者数		利用者数
2,853	93	2,311	692